

小田原市子育て支援センター管理運営事業者募集要領 詳細資料

1 業務場所

子育て支援センター名	住所	開設場所	面積	利用者駐車場
マロニエ	小田原市 中里 273 番地 6	川東タウンセンターマロニエ 1 階	約 198 m ²	利用可
いずみ	小田原市 飯田岡 382 番地 2	城北タウンセンターいずみ 3 階	約 118 m ²	利用可
こゆるぎ	小田原市 羽根尾 281 番地 3	橘タウンセンターこゆるぎ 3 階	約 97 m ²	利用可
おだぴよ	小田原市 城山 1-6-32	前田ビル 1 階 (賃借)	約 117 m ²	利用不可

2 業務内容

- ① 子育てひろばの提供と交流の促進
- ② 子育て中の親への相談と援助の実施
- ③ 子育て関連情報の収集及び提供
- ④ 子育て支援に関する講習・イベント等の実施
- ⑤ 地域の子育て支援活動との連携と支援

※ 上記業務のほか、活動内容等を集計して月に 1 回報告すること。

※ 子育て支援センター開設時間内において、室内の清掃を実施すること。

※ 施設管理者と良好な関係を保つこと。

3 開設日時

小田原市子育て支援センター事業実施要綱で定める開設日時は次のとおりである。

子育て支援センター名	開設日	開設時間	ひろば開設時間
マロニエ	毎週月～金曜日（祝日、 年末年始を除く） （週5日開設）	午前9時～午後5時 （月曜日は午後3時 30分まで）	午前10時～ 午後3時30分
いずみ	毎週火～土曜日（祝日、 祝日の翌日、年末年始 を除く） （週5日開設）	午前9時～午後5時	午前10時～ 午後3時30分
こゆるぎ	毎週火、木、金曜日（祝 日、祝日の翌日、年末 年始を除く） （週3日開設）	午前9時～午後5時	午前10時～ 午後3時30分
おだびよ	毎週月～金曜日（祝日、 年末年始を除く） （週5日開設）	午前9時～午後5時	午前10時～ 午後3時30分

※開設日については、要綱から見込まれる年間開設日数を確保した上で、要綱の改正を伴う提案も受け付ける。なお、いずみ及びこゆるぎについては、施設の休館日には開設できないので留意すること。

※開設日数・時間については、事業者の取り組みにより、要綱から見込まれる年間開設日数・時間を拡大して実施することもできる。

4 職員(子育てアドバイザー)

① 配置

保育士・幼稚園教諭等の資格を有する者又は子育て支援に関して意欲があり、子育て経験や子育て支援業務についての経験がある者を、子育てアドバイザーとして、配置することとし、その中から管理責任者を1名選任することとする。

子育て支援センター名	配置人数
マロニエ	3人以上
いずみ	2人以上
こゆるぎ	2人以上
おだびよ	2人以上

② 研修

受託事業者は、質の高いサービスの提供と職員の資質向上のため、子育てアドバイザーに各種の研修を実施する。

各子育て支援センターで実施する研修のほか、月に1回程度の「子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター連絡会」及び3か月に1回程度の子育てアドバイザー全員による研修会を実施することとし、企画・運営はマロニエが中心となっていくこと。

※子育てアドバイザー全員による研修会の際の子育てひろばの臨時休館は認めるが、事前に利用者に周知すること。